

坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成17年坂東市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい」を「土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供する物であって」に、「を除くものとする」を「の範囲に属さない全てのものをいう」に、同条第2号中「土砂等による土地の埋立て等」を「事業」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3）特定事業 埋立て等を行う事業（宅地造成その他の事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 埋立て等の用に供する区域（以下「事業区域」という。）の面積が1,000平方メートル以上であるもの

イ 事業区域の面積が1,000平方メートル未満であるもののうち、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア）当該事業区域と一団と認められる土地の区域において、当該埋立て等に係る事業に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が1,000平方メートル以上となるもの

（イ）くぼ地を含む一団と認められる土地の区域において、1,000立方メートル以上の量の土砂等を用いて地盤面から2メートル以上の高さまで埋立て等を行うものであって、事業区域の面積が500平方メートルを超えるもの

第5条中「土砂等による土地の埋立て等」を「事業」に改める。

第 6 条中「、土砂等による土地の埋立て等」を「、事業」に改める。

第 10 条第 1 号中「土地の埋立て等」を「事業」に改め、第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) その事業に用いる土砂等について、坂東市役所を中心として 20 キロメートル圏内に位置する茨城県内の市町から発生したものであり、かつ、一時保管場所及び仮置場等を経由しないものであること。

第 10 条第 4 号中「埋立て等」を「事業」に改め、「埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として」を削り、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 第 22 条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る坂東市行政手続条例（平成 17 年条例第 8 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しな

いものを含む。)

オ 第 2 1 条又は第 2 3 条の規定により命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

カ 事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当する者

ケ 法人の事業主等であってその役員又は使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人の事業主等であってその使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

第 1 0 条第 2 項中「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、許可をしてはならない。」を「前条第 1 項の許可の申請が前項の基準に適合しているかどうかを判断するために必要があると認めたときは、国、県、市町村、警察署等に対し、調査を依頼することができる。」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削る。

第 1 3 条中「第 1 号」を「第 2 号」に改める。

第 1 5 条中「土地の埋立て等」を「事業」に改め、「汚染の状況について」の次に「地質検査」を加える。

第 2 6 条中「土砂等による土地の埋立て等」を「事業」に改め、「事業場」を「事業区域」に改める。

第 2 7 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその

理由を当該公表の対象となる者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 3 3 条を第 3 7 条とし、第 2 9 条から第 3 2 条までを 4 条ずつ繰り下げ、第 2 8 条の次に次の 4 条を加える。

（保証金の預託）

第 2 9 条 第 8 条第 1 項の許可を受けようとする事業主等は、事業の適正な施工を保証し、事業区域及びその周辺の地域における災害の発生防止、並びに自然環境及び生活環境の保全等を保証するため、当該許可に係る事業が第 2 条第 3 号に規定する特定事業に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に、保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。

2 保証金の額は、1 0 0 万円及び当該事業搬入土量に 1 立方メートル当たり 4 0 0 円を乗じて得た額（その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。）の合計額とする。ただし、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に 1 立方メートル当たり 4 0 0 円を乗じて得た額とする。

3 第 1 項の規定により保証金を預入した事業主等は、預入した保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならない。

4 第 1 項及び前項の規定は、搬入土量を増加しようとするときについて準用する。この場合において、第 1 項中「第 8 条第 1 項」とあるのは「第 1 1 条第 1 項」と読み替えるものとする。

（保証金の使途）

第 3 0 条 保証金は、許可事業主等が受けた許可に係る事業を適正に行わず、事業区域及びその周辺の地域における安全が著しく脅かされている状態にあるにもかかわらずその対応を講じないとき又は自然環境及び生活環境等の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じないときに、市が緊急的に行う道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等

に要する経費に充てるものとする。

（質権の実行）

第 3 1 条 市長は、前条の規定により道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等を行うときは、許可事業主等が保証金を預入した金融機関に対して第 2 9 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により設定した質権を実行する旨を通知し、当該金融機関から質権の実行額に相当する金額の保証金の払戻しを受けるものとする。

（質権設定契約の解除）

第 3 2 条 市長は、この条例に基づく許可の申請に対して許可をしないこととしたとき又は第 1 9 条第 1 項の規定による完了の届出があり、同条第 2 項の規定による検査の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、第 2 9 条第 3 項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第 2 9 条第 3 項の規定により締結した質権設定契約を解除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請を行う事業から適用し、同日前までにこの条例による改正前の坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第 9 条第 1 項並びに条例第 1 1 条第 2 項により申請書を受理された事業（事業区域の面積が 5 , 0 0 0 平方メートル以上の事業については茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 1 5 年茨城県条例第 6 7 号）第 6 条第 1 項の規定による許可の申請書の受理をされたものに限る。）については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。